

名古屋市における 福祉避難所制度について

名古屋市健康福祉局監査課
調査係長 西村宗典

福祉避難所制度の主な変更内容①

● 基本的な考え方

今回の制度改正の趣旨を踏まえ、本市としては指定福祉避難所の指定を推進していきたいと考えていますが、施設の状況により指定基準に満たない場合には協定福祉避難所として協定を締結させていただきたいと考えています。

名称	協定福祉避難所（現行）	指定福祉避難所
対象者	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族	市が特定した要配慮者（原則として当該施設のサービス利用者とその家族）
開設のタイミング	発災後、4日目以降を目標	発災後、準備ができ次第速やかに開設
避難方法	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送	発災後、準備ができ次第速やかに移送もしくは直接避難

福祉避難所制度の主な変更内容②

名称	協定福祉避難所（現行）	指定福祉避難所
避難支援	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う
物資の備蓄	4日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる（福祉避難所には備蓄しない）	原則として食糧、水等の3日分を施設にて予め備蓄
公表・公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はせず、公示しない	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受入れ対象者を公示
費用	運営に要する費用は、人件費・光熱水費等すべての実費を市が負担	同左

大規模災害の発生



避難

指定緊急避難場所

命を守るため災害の危険から
まずは逃げる場所

避難

指定避難所

自宅が被災して帰宅できない場合
一定期間、避難生活を送る場所

福祉避難スペース

避難所内のバリアフリー等の
一定の要件が整ったスペース

福祉避難スペースでの避難生活が困難な要配慮者
対応・移送先を決定



行政職員等

市が特定した要配慮者
(原則として通所系の
サービス利用者)

協定福祉避難所

発災後、概ね4
日目以降を目標
に開設



指定福祉避難所

準備ができ次第
速やかに開設



家族・隣近所で助け
合って避難所へ避難



居住スペースでは
避難生活が困難な
要配慮者など

重度の要介護認定の方
常時医療的ケアを要する方
など

施設への緊急入所
医療機関へ入院



重度の要介護認定の方
常時医療的ケアを要する方など